

令和 2（2020）年度旅行商品造成促進業務について

1 業務の目的

観光地としての栃木県のイメージの定着と継続的な観光客の周遊促進及び地域経済の活性化を図るため、新たな旅行商品の企画・開発を行うとともに、全国展開の旅行会社、宿泊予約サイト（以下「OTA」という。）等への戦略的な販売プロモーションを実施する。

2 業務内容

(1) 旅行商品の企画提案・商品化及びサポート・コンサルティング

ア 旅行商品の開発

- ・観光資源の掘り起こしと磨き上げを行い、旅行商品化となる取組
- ・5 地域分科会（別紙 1 参照）ごとに新規商品開発の目標数を設定し、それを達成すること。
- ・新規商品開発に当たっては、県又は各市町の意見や希望も反映すること。

イ 旅行商品取扱の調整

- ・開発した旅行商品が今後地域で取扱ができるよう各関係者と調整

(2) 旅行会社等への販売プロモーション

ア 旅行会社等へのセールス用の旅行商品企画書及びパンフレット用版下データの作成

- ・本業務の旅行商品について旅行会社への商談に適した販売プロモーション用資料（旅行会社向け企画書、旅行会社が発行する各種パンフレットに対応できる多様な版下データ集）の作成

イ 旅行会社、OTA 等に対するセールス、パンフレット及び WEB サイトへの商品掲載

- ・全国展開する旅行会社のうち 5 社以上、OTA 1 社以上を対象に、（2）アを活用して旅行商品パンフレット及び WEB サイトに掲載してもらうための旅行会社、OTA 等への提案・売り込み
- ・旅行商品の企画を行うに当たり、旅行会社等に対し必要となる写真やデータ等の提供
- ・メディア等を活用した効果的な誘客プロモーションの実施

ウ 全国旅行業協会会員への情報発信

- ・小口の団体送客が中心である全国旅行業協会の会員（約 2,000 社以上）に対し、本県の観光情報等の発信を行うほか、会員が利用しやすい商品等を提供

(3) 商品の販売・管理及び流通促進の活動

ア 本業務の旅行商品や旅行会社からの問合せ対応

- ・電話、資料発送等について恒常的なフォローアップ

イ 本業務の旅行商品について、一般消費者、観光事業者、旅行会社等に対する販売や管理

- ・一般消費者向けにインターネットサイトで販売するほか、観光事業者、旅行会社等に対して、予約・受注、各種契約、商品管理、精算等

ウ 自社サイトでの販売

- ・造成した旅行商品は、全て自社サイトに掲載し、積極的に販売
- ・県内観光協会、県内宿泊施設等のホームページに可能な限り、上記自社サイトのリンクを貼り、自社サイトの露出を増やし、販売の機会を増やす。